

「危険ドラッグ」に対する早急な規制強化等を求める意見書

近年、薬事法で製造や輸入・販売が規制されている指定薬物の成分を一部変えて植物片に混ぜ、「アロマ」・「お香」などと称したいわゆる「危険ドラッグ」が出回っており、これを吸引した事件が数多く発生している。

今年 2 月に福岡天神で「危険ドラッグ」を吸引した者が乗用車を運転して暴走し、15 人に重軽傷を負わせた事件、6 月には東京池袋で 8 人の死傷者を出す事件も起きている。

このような状況の中、「危険ドラッグ」を巡っては化学構造を少し変化させることで法規制を擦り抜け、指定薬物に指定されれば再び化学構造を変化させるなどといった「いたちごっこ」が繰り返されており、指定薬物の拡大だけでは対処できていない。

また、平成 24 年度において多くの自治体が意見書を国に上げており、平成 25 年 5 月に「麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律」が成立したにもかかわらず、未だに「危険ドラッグ」専門店が、平成 26 年 3 月末の時点で全国 252 店舗もあり、わが街においても、いつそのような店や自販機が進出するか分からない。

青少年による薬物乱用を防ぐためにも、早急な規制強化は喫緊の課題である。

よって、国におかれては、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 成分構造が類似していれば一括して薬事法の指定薬物として規制対象にできる包括指定を早急に拡大強化していくこと。
- 2 特に青少年や若者の乱用を防ぐため、薬物乱用防止教育の徹底を含む未然防止策の強化を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 26 年 9 月 25 日

福岡県糸島市議会